

旭川市障害福祉サービス等継続支援事業補助金 Q & A

Q 1 : 「感染者」及び「濃厚接触者」の定義はどのようなものか。

A 1 : 「感染者」とはPCR検査の結果、陽性と判定された者をいい、「濃厚接触者」とは保健所が濃厚接触者と判断した者をいいます。

Q 2 : 保健所から休業要請を受けていないが、感染拡大防止の観点から自主的に休業した場合、補助金を受けることはできるか。

A 2 : 自主的に休業しただけでは対象になりませんが、通所系事業所等は自主的に休業する期間に代替として利用者の居宅への訪問によるサービスを提供した事業所などは対象になります。

Q 3 : 利用者の居宅への訪問によるサービスとは、電話による安否確認も含まれるのか。

A 3 : 利用者の居宅を実際に訪問する場合に限られます（電話による安否確認は障害福祉サービス報酬の対象となるため、かかり増し経費となりません。）。

Q 4 : ①通所系事業所において利用者又は職員が濃厚接触者となりPCR検査を受けたが陰性であった。保健所から休業要請を受けてはいないが、感染拡大防止の観点から通所を一時的に自主休業し、濃厚接触者ではない職員（従前から雇用している職員）の訪問によるサービスを行うことにしたが、この場合の訪問職員の給与は対象となるか。

②職員が不足した事業所に応援職員を派遣した派遣元の事業所において、派遣期間の終了後、応援職員が派遣元に復帰するに際して、念のため一定期間自宅待機してから復帰することとしたが、自宅待機中の給与保証を行うための費用は対象になるか。

A 4 : ①訪問する職員が従前から雇用している職員であった場合は、障害福祉サービス報酬にて人件費が措置されていると考えられるため、給与は対象外となりますが、超過勤務を行う場合の超過勤務手当は、かかり増し経費として対象になります。また訪問職員を新たに雇用した場合の人件費、別法人から訪問職員の派遣を受けた場合の人件費、訪問サービスを行うため必要となる物品費なども、かかり増し経費として対象になります。

②応援職員が派遣元にて従前から雇用している職員であった場合は、障害福祉サービス報酬にて人件費が措置されていると考えられるため、対象外となりますが、その職員が自宅待機する間に別の職員が超過勤務を行う場合の超過勤務手当、新たに職員を雇用した場合の人件費などは、かかり増し経費として対象になります。

Q 5 : 補助対象経費に事業継続に必要な人員確保のための手当、職員を応援派遣するための手当が示されているが、どのような手当が対象となるか。

A 5 : 新型コロナウイルス感染症に対応するため、通常では出していない手当を支給した場合は対象となります。手当の内容、対象者、金額については事業所で定めることとなりますが、社会通念上妥当と判断される範囲としてください。

Q 6 : 他の補助事業から補助金を受けることはできるか。

A 6 : 他の補助金で補助を受けている費用は本補助金の対象となりません。同じ経費に対して別々の補助金を二重に申請することがないようにしてください。ただし、かかり増し経費として50万円必要となり、別の補助金で20万円の補助を受けた場合、残り30万円については本補助金の対象とすることができます。